

市街化区域内の農地転用の届出について

市街化区域内の農地を農地以外に転用する場合には、農地法第4条第1項第7号
または農地法第5条第1項第6号の規定による届出が必要です。

○農地法第4条第1項第7号……権利移動を伴わない農地転用

○農地法第5条第1項第6号……権利移動を伴う農地転用

届出における必要書類

必要書類	内容	部数
申請書(正・副)		1部
位置図	明細地図程度のもの	1部
公図	原本・登記所発行のもの	1部
土地の登記簿謄本 (全部事項証明書)	原本・申請前3か月以内に発行されたもの	1部
開発許可書の表題部の写し	都市計画法第29条の開発許可 (500㎡以上)が必要な場合	1部
住民票	譲受人が町外の方	1部
法人の登記簿謄本 (全部事項証明書)	譲受人が法人の場合 原本・申請前3か月以内に発行されたもの	1部
委任状	当事者が農業委員会へ提出できない場合	1部

- ◇ 申請書には捨て印を押してください。
- ◇ 位置図、公図には届出場所を朱線等で明記してください。
- ◇ 仮登記がなされている場合には「仮登記抹消承諾書」が必要になります。
- ◇ 届出人が法人の場合は、印は実印を押してください。
- ◇ 届出人へは申請内容の確認のため、電話による問い合わせをする場合があります。
- ◇ その他必要な書類があるときは別途お知らせします。

お問い合わせ 二宮町農業委員会事務局

TEL0463-71-5914 内線443